

変更前（変更点に下線）

平成27年4月28日施行  
平成27年8月31日変更  
平成28年4月1日変更  
平成28年7月11日変更  
平成28年10月18日変更

変更後（変更点に下線）

平成27年4月28日施行  
平成27年8月31日変更  
平成28年4月1日変更  
平成28年7月11日変更  
平成28年10月18日変更  
平成29年 月 日変更

# 送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

# 送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(計画策定プロセスの延長時の扱い)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 本機関は、検討提起者(但し、提起を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)又は第37条に基づく検討の要請者、<u>第40条第1項の募集に応じた電気供給事業者</u>(但し、応募を取り下げた者を除く。次条第2項において同じ。)及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告を書面で通知する。</p>	<p>(計画策定プロセスの延長時の扱い)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 本機関は、検討提起者(但し、提起を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)又は第37条に基づく検討の要請者、<u>応募事業者</u>(但し、応募を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告を書面で通知する。</p>
<p>(電力設備の単一故障発生時の基準)</p> <p>第64条 送配電線1回線、変圧器1台、発電機1台その他の電力設備の単一故障(以下「N-1故障」という。)の発生時において、電力系統が充足すべき性能の基準は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～二 (略)</p>	<p>(電力設備の単一故障発生時の基準)</p> <p>第64条 送配電線1回線、変圧器1台、発電機1台その他の電力設備の単一故障(以下「N-1故障」という。)の発生時において、電力系統が充足すべき性能の基準は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～二 (略)</p>
<p>(接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める要となる理由を説明しなければならない。</p>	<p>(接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める<u>情報が必要</u>となる理由を説明しなければならない。</p>
<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号及び第3号にかかわらず、一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が<u>接続検討の回答内容</u>に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。</p>	<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号及び第3号にかかわらず、一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が<u>契約申込みに伴う技術検討の内容</u>に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。</p>
<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、本機関から業務規程第64条、第77条第6項、第95条及び第96条の通知を受けた場合には、当該通知の内容にしたがって、送電系統に暫定的な容量を確保する。</p>	<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、本機関から業務規程第64条、第77条第6項、<u>第80条第2項</u>、第95条及び第96条の通知を受けた場合には、当該通知の内容にしたがって、送電系統に暫定的な容量を確保する。</p>
<p>(電源接続案件募集プロセスへの応募等)</p> <p>第122条 本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者、<u>及び</u>同プロセスに応募しようとする系統連系希望者は、募集要領に基づき、本機関又は一般送配電事業者に対し、接続検討の申込みを行う。</p> <p>2 系統連系希望者は、前項の接続検討の回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、募集要領にしたがって、応募する。</p> <p>(業務規程第81条第5項から移設)</p>	<p>(電源接続案件募集プロセスへの応募等)</p> <p>第122条 本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者及び同プロセスに応募しようとする系統連系希望者は、募集要綱に基づき、本機関又は一般送配電事業者に対し、接続検討の申込みを行う。</p> <p>2 系統連系希望者は、前項の接続検討の回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、募集要綱にしたがって、応募する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第81条第3項及び第4項に基づき依頼を受けた接続検</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<p><u>討は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に検討を行う。</u></p>
<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募) 第128条 リプレース対象系統に対する系統連系希望者は、本機関が策定した募集要領に従い、リプレース案件系統連系募集プロセスへ応募する。</p>	<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募) 第128条 リプレース対象系統に対する系統連系希望者は、本機関が策定した募集要綱に従い、リプレース案件系統連系募集プロセスへ応募する。</p>
<p>(託送供給契約者による計画の提出) 第138条 (略) 2 (略) 一 需要計画 合理的な予測に基づく需要の想定 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画。但し、調達先(卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。)ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。 三 販売計画 需要計画に対応した調達の余剰分を販売する計画。但し、販売先(卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。)ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。 3～5 (略) 別表8-1 需要調達計画等の提出 (略)</p>	<p>(託送供給契約者による計画の提出) 第138条 (略) 2 (略) 一 需要計画 合理的な予測に基づく需要の想定(需要者の需要抑制量の反映を含む。) 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画(但し、調達先(卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。)ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。) 三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(但し、販売先(卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。)ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。) 3～5 (略) 別表8-1 需要調達計画等の提出 (略)</p>
<p>(発電契約者による計画の提出) 第139条 発電契約者は、供給区域ごとに、別表8-2に定める発電計画、調達計画及び販売計画(以下「発電販売計画等」という。)を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。 2 (略) 一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電に関する計画。 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画。但し、販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。 三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画。但し、調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。 3 発電契約者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。 4 (略) 別表8-2 発電販売計画等の提出 (略)</p>	<p>(発電契約者並びに一般送配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出) 第139条 発電契約者並びにFIT電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者及び特定送配電事業者は、供給区域ごとに、別表8-2に定める発電計画、調達計画及び販売計画(以下「発電販売計画等」という。)を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。 2 (略) 一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電に関する計画(一般送配電事業者が調達したFIT電源により発電された電気に係る計画を含む。) 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(但し、販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。) 三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画(但し、調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。) 3 発電契約者並びにFIT電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。 4 (略) 別表8-2 発電販売計画等の提出 (略)</p>

変更前（変更点に下線）

変更後（変更点に下線）

（新設）

（需要抑制契約者による計画の提出）

第139条の2 需要抑制契約者は、供給区域ごとに、別表8-3に定める需要抑制計画、調達計画、販売計画及びベースライン（以下「需要抑制計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。

2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。

一 需要抑制計画 販売計画に対応した需要抑制量調整供給契約で設定した単位ごとの需要抑制量に関する計画

二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（但し、販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。）

三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画（但し、調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。）

四 ベースライン 需要抑制量調整供給を行う場合の基準となる電力量の計画値

3 需要抑制契約者は、原則として、翌日計画以降においては、調達計画は販売計画と一致させなければならない。

別表8-3 需要抑制計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)	
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時(※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	
提出内容	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力と予想時刻	30分ごとの需要抑制電力量	30分ごとの需要抑制電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	日別の販売電力の最大値及び最小値と予想時刻	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）						
		ベ ス ラ イ ン	二	二	二	30分ごとの計 画値	30分ごとの計 画値
<p>（再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置）</p> <p>第140条 FIT法第4条第1項に定める特定契約を締結している小売電気事業者であって、特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画（本条においては全て翌日計画を指す。）の計画値の通知又は確認を受けることを希望する発電契約者（但し、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者自らが作成するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>ア 特例契約者は、実需給日の前々日12時までに、特例発電計画の様式を作成する。</p> <p>イ 一般送配電事業者は、前アにより特例契約者が作成した様式に、実需給日の前々日16時までに、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。</p> <p>二 （略）</p> <p>ア 特例契約者は、実需給日の前々日12時までに、特例発電計画に係る水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の発電計画を作成する。</p> <p>イ 一般送配電事業者は、実需給日の前々日16時までに、前アの特例発電計画の妥当性を確認する。</p> <p>2 特例契約者は、前項各号に基づいて、一般送配電事業者が入力し、又は、特例契約者が作成し一般送配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時までに発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置）</p> <p>第140条 FIT法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む。以下本条において同じ。）の発電計画（本条においては全て翌日計画を指す。）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（但し、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年6月3日法律第59号）による改正前のFIT法に定める特定契約を締結している小売電気事業者であつて特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（但し、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者自らが作成するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>ア 特例契約者及び旧特例契約者（以下「特例契約者等」という。）は、実需給日の前々日12時までに、特例発電計画の様式を作成する。</p> <p>イ 一般送配電事業者は、本号アにより特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時までに、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。</p> <p>二 （略）</p> <p>ア 特例契約者等は、実需給日の前々日12時までに、特例発電計画に係る水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の発電計画を作成する。</p> <p>イ 一般送配電事業者は、実需給日の前々日16時までに、本号アの特例発電計画の妥当性を確認する。</p> <p>2 特例契約者等は、前項各号に基づいて一般送配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し、一般送配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時までに発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>						
<p>（一般送配電事業者による計画等の提出）</p> <p>第141条 （略）</p> <p>一 別表8-3に定める供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画 別表8-3に定める提出期限</p> <p>二 （略）</p>	<p>（一般送配電事業者による計画等の提出）</p> <p>第141条 （略）</p> <p>一 別表8-4に定める供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画 別表8-4に定める提出期限</p> <p>二 （略）</p>						

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>三 供給区域における発電契約者の発電実績及び託送供給契約者の需要実績 供給月の2か月後。但し、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。</p> <p>別表8-3 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出 (略)</p>	<p>三 供給区域における発電契約者の発電実績、<u>一般送配電事業者及び特定送配電事業者のFIT電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績</u> 供給月の2か月後(但し、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。)</p> <p>別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出 (略)</p>
<p>(追加資料の提出)</p> <p>第143条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、より詳細な検討を行う必要があるときは、理由を説明した上で、託送供給契約者及び発電契約者に対し、当該計画に関するより詳細な断面の需要調達計画等、発電販売計画等その他必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 託送供給契約者及び発電契約者は、業務規程第110条又は前項に基づき、本機関又は一般送配電事業者から提出した計画その他の情報に対して、追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。</p>	<p>(追加資料の提出)</p> <p>第143条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、より詳細な検討を行う必要があるときは、理由を説明した上で、託送供給契約者、<u>発電契約者及び需要抑制契約者</u>に対し、当該計画に関するより詳細な断面の需要調達計画等、発電販売計画等その他必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 託送供給契約者、<u>発電契約者及び需要抑制契約者</u>は、業務規程第110条又は前項に基づき、本機関又は一般送配電事業者から提出した計画その他の情報に対して、追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。</p>
<p>(計画の変更)</p> <p>第144条 託送供給契約者又は発電契約者は、<u>需要調達計画等又は発電販売計画等</u>に変更が生じた場合(本機関が業務規程第109条に基づき計画値を変更したことに伴い必要となる変更を含む。)、速やかに変更後の計画を本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(計画の変更)</p> <p>第144条 託送供給契約者、<u>発電契約者又は需要抑制契約者</u>は、<u>需要調達計画等、発電販売計画等又は需要抑制計画等</u>に変更が生じた場合(本機関が業務規程第109条に基づき計画値を変更したことに伴い必要となる変更を含む。)、速やかに変更後の計画を本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(本機関による計画値の変更)</p> <p>第145条 <u>業務規程第109条に定める本機関による計画値の変更は、次の各号に掲げるところにより実施する。</u></p> <p>一 <u>託送供給契約者又は発電契約者が本機関に対して提出する調達計画と販売計画が、翌日計画の一又は複数の断面において整合していない場合(但し、連系線を利用しない場合に限る。)</u> 整合していない断面における調達計画及び販売計画の値をゼロにする。</p> <p>二 <u>託送供給契約者又は発電契約者が本機関に対して提出する調達計画、販売計画及び連系線利用計画が、翌日計画の一又は複数の断面において整合していない場合</u> 整合していない断面における調達計画及び販売計画の値を週間計画で容量登録された連系線利用計画と整合する値に変更する。</p> <p>三 <u>翌日計画以降の連系線利用計画又は通告値が、送電可否判定又は連系線の混雑処理により変更された場合</u> 関係する調達計画と販売計画の値を変更後の連系線利用計画と整合する値に変更する。</p> <p>四 <u>前日スポット取引又は1時間前取引による約定が成立した場合</u> 翌日計画以降の関係する販売計画及び調達計画の値を約定した取引量と整合する値に変更する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(電力システムの監視)</p> <p>第152条 (略)</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、託送供給契約者<u>及び</u>発電契約者の同時同量の逸脱が供給区域の需給状況の悪</p>	<p>(電力システムの監視)</p> <p>第152条 (略)</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、託送供給契約者、<u>発電契約者及び需要抑制契約者</u>の同時同量の逸脱が供給区</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>化の大きな要因となっている場合、同時同量の逸脱が頻繁に発生する場合その他供給区域の系統運用上、重大な影響を及ぼす場合は、当該託送供給契約者及び発電契約者に対して、同時同量を遵守するよう要請することができる。</p>	<p>域の需給状況の悪化の大きな要因となっている場合、同時同量の逸脱が頻繁に発生する場合その他供給区域の系統運用上、重大な影響を及ぼす場合は、当該託送供給契約者、<u>発電契約者及び需要抑制契約者</u>に対して、同時同量を遵守するよう要請することができる。</p>
<p>(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証)  第183条 一般送配電事業者は、第174条第1項第5号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、速やかに<u>次に掲げる事項の説明</u>を行うとともに、<u>これを裏ける資料</u>を提出しなければならない。  一～三 (略)  (新設)</p>	<p>(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証)  第183条 一般送配電事業者は、第174条第1項第5号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、<u>第1号から第3号までに掲げる事項は速やかに、第4号に掲げる事項は翌年度4月末日までに説明</u>を行うとともに、<u>その裏付けとなる資料</u>を提出しなければならない。  一～三 (略)  <u>四 第174条第1項第5号に定める措置を実施するために、予め定められた手続きに沿って年間を通じて行った出力抑制の具体的内容</u></p>
<p>(認定される期間)  第212条 認定契約に<u>かかる</u>認定期間は、契約書において定められている契約の存続期間とする。但し、供給計画に当該契約に基づく電力の受給の計画が計上されている場合において、当該期間が、契約書において定められている期間よりも長期である場合には、供給計画に計上されている期間を認定期間とする。</p>	<p>(認定される期間)  第212条 認定契約に<u>係る</u>認定期間は、契約書において定められている契約の存続期間とする。但し、供給計画に当該契約に基づく電力の受給の計画が計上されている場合において、当該期間が、契約書において定められている期間よりも長期である場合には、供給計画に計上されている期間を認定期間とする。</p>
<p>(スイッチング支援システム)  第247条 (略)  一 供給地点特定番号検索 (高圧需要者は除く。)  二 供給地点設備情報照会 (高圧需要者は除く。)  三 使用量情報照会 (低圧のF I T電源は除く。)  四 託送等異動業務 (高圧需要者の再点は除く。)   五 スwitching廃止取次  六～七 (略)  2 本章においては、特に記載のない限り、次の各号に掲げるとおり需要者を区分する。  一～三 (略)  3 本章の規定は、小売電気事業者<u>及び</u>一般送配電事業者がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。</p>	<p>(スイッチング支援システム)  第247条 (略)  一 供給地点特定番号検索 (高圧需要者に<u>係るものを除く</u>。)  二 供給地点設備情報照会 (高圧需要者に<u>係るものを除く</u>。)  三 使用量情報照会 (低圧F I T電源に<u>係るものを除く</u>。)  四 託送等異動業務 (高圧需要者、<u>低圧F I T電源の再点及び需要抑制量調整供給契約に係るものを除く</u>。)  五 スwitching廃止取次 (<u>低圧F I T電源に係るものを除く</u>。)  六～七 (略)  2 (略)  一～三 (略)  3 本章の規定は、小売電気事業者、<u>一般送配電事業者及び需要抑制契約者</u>がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。</p>
<p>(システム利用規約の遵守等)  第249条 スwitching支援システムを利用する小売電気事業者は、本機関が策定するシステム利用規約を遵守しなければならない。</p>	<p>(システム利用規約の遵守等)  第249条 スwitching支援システムを利用する小売電気事業者<u>及び需要抑制契約者</u>は、本機関が策定するシステム利用規約を遵守しなければならない。</p>
<p>(供給地点特定番号検索)  第250条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合は、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。  (新設)</p>	<p>(供給地点特定番号検索)  第250条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。  <u>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(供給地点設備情報照会)</p> <p>第251条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合は、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧F I T電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(供給地点設備情報照会)</p> <p>第251条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧F I T電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</p> <p><u>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧F I T電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</u></p>
<p>(使用量情報照会)</p> <p>第252条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合は、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 小売電気事業者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基づき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会にあたって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者に送付するものとする。</u></p> <p><u>3 一般送配電事業者は、公的証明書等に基づき、小売電気事業者が需要者の委任を受けたことを確認できた場合には、照会を受けた需要者の使用量情報を提供する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(使用量情報照会)</p> <p>第252条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。</p> <p><u>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。</u></p> <p><u>3 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基づき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会にあたって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者に送付するものとする。</u></p> <p><u>4 一般送配電事業者は、公的証明書等に基づき、小売電気事業者及び需要抑制契約者が需要者の委任を受けたことを確認できた場合には、照会を受けた需要者の使用量情報を提供する。</u></p> <p><u>5 一般送配電事業者は、需要者本人から使用量情報照会を受けた場合には、小売電気事業者又は需要抑制契約者を通じて、当該照会を受けた需要者に対し使用量情報を提供する。</u></p>
<p>(託送等異動業務)</p> <p>第253条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>需要者又は発電設備設置者の移転等に伴う電気の使用又は発電の開始</u> (以下「再点」という。)</p> <p>三～五 (略)</p>	<p>(託送等異動業務)</p> <p>第253条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 需要者の移転等に伴う電気の使用の開始 (以下「再点」という。)</p> <p>三～五 (略)</p>
<p>(同一供給地点におけるアンマッチの解消)</p> <p>第259条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 小売電気事業者は、アンマッチが生じたことを認識した場合は、一般送配電事業者と協議に応じ、アンマッチの解消に<u>協力する</u>。</p>	<p>(同一供給地点におけるアンマッチの解消)</p> <p>第259条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 小売電気事業者は、アンマッチが生じたことを認識した場合には、一般送配電事業者からの協議に応じ、<u>一般送配電事業者とともにアンマッチの解消に努める</u>。</p>
<p>(スイッチング廃止取次)</p> <p>第260条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 現小売供給契約に<u>かかる</u>契約番号</p>	<p>(スイッチング廃止取次)</p> <p>第260条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 現小売供給契約に<u>係る</u>契約番号</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
二 現小売供給契約にかか <u>る</u> 契約名義 三 (略) 3～6 (略)	二 現小売供給契約に係 <u>る</u> 契約名義 三 (略) 3～6 (略)
(業務処理状況の照会) 第262条 小売電気事業者は、当該小売電気事業者がスイッチング支援システムを通じて行った託送異動業務等について、同システムを通じて、その処理状況を照会することができる。	(業務処理状況の照会) 第262条 小売電気事業者 <u>及び需要抑制契約者</u> は、当該小売電気事業者がスイッチング支援システムを通じて行った託送異動業務等について、同システムを通じて、その処理状況を照会することができる。
(目的外利用の禁止) 第265条 小売電気事業者は、スイッチング支援システムを通じて取得した情報について、当該情報を取得した目的以外の用途で利用してはならない。	(目的外利用の禁止) 第265条 小売電気事業者 <u>及び需要抑制契約者</u> は、スイッチング支援システムを通じて取得した情報について、当該情報を取得した目的以外の用途で利用してはならない。
(低圧F I T電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合) 第266条 低圧F I T電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、本章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。但し、 <u>第255条の第2項及び第3項並びに第257条は適用しない。</u>	(低圧F I T電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合) 第266条 低圧F I T電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、本章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。但し、 <u>第254条、第255条、第257条及び第259条から第261条までは適用しない。</u>
(事業者コード等の申請) 第269条 託送供給契約者、発電契約者その他電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、連系線利用計画 <u>並びに</u> 供給計画を広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号(コード)の発行を本機関に申請しなければならない。  一～六 (略) (新設) <u>七 (略)</u> 2 (略)	(事業者コード等の申請) 第269条 託送供給契約者、発電契約者、 <u>需要抑制契約者</u> その他電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、 <u>需要抑制計画等</u> 、連系線利用計画 <u>及び</u> 供給計画を広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号(コード)の発行を本機関に申請しなければならない。 一～六 (略) <u>七 需要抑制計画コード 需要抑制計画等の基本情報を特定する番号</u> <u>八 (略)</u> 2 (略)
(情報セキュリティ対策) 第270条 電気事業者は、スイッチング支援システムの利用に係る個人情報保護対策その他の情報セキュリティ対策を確実に実施するとともに、本機関からの情報提供等に対応し、適宜情報セキュリティ対策を見直さなければならない。	(情報セキュリティ対策) 第270条 <u>電気事業者及び需要抑制契約者</u> は、スイッチング支援システムの利用に係る個人情報保護対策その他の情報セキュリティ対策を確実に実施するとともに、本機関からの情報提供等に対応し、適宜情報セキュリティ対策を見直さなければならない。
附則(平成27年8月31日)  (施行期日) <u>第1条</u> 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。	附則(平成27年8月31日)  (施行期日) 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

変 更 前 (変更点に <u>下線</u> )	変 更 後 (変更点に <u>下線</u> )
<p>附則 (平成28年10月18日)</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>第1条</u> 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p>	<p>附則 (平成28年10月18日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則 (平成29年 月 日)</u></p> <p>(施行期日)</p> <p><u>第1条</u> 本指針は、平成29年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(北海道風力実証試験の実施)</u></p> <p><u>第2条</u> 北海道地域内における風力発電導入拡大に向けた実証試験(平成23年9月30日 北海道電力株式会社、東北電力株式会社及び東京電力株式会社公表。以下「北海道風力実証試験」という。)に関係する一般送配電事業者は、北海道風力実証試験が終了するまでの間、設定されたマージンの範囲内において、北海道風力実証試験を実施する。</p>